

「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会最終とりまとめ」を受けて

## < 声明 >

厚生労働省より「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会（地域共生社会推進検討会）最終とりまとめ」（以下、「報告書」とする）が令和元年12月26日に発出された。一方、社会福祉士や精神保健福祉士については、地域共生社会の実現に寄与するための新たなカリキュラムの策定の過程にあることから、報告書を受けて、社会福祉士や精神保健福祉士のソーシャルワーカー養成を、以下のように進めていくこととする。

報告書では、専門職による対人支援を、「具体的な課題解決を目指すアプローチ」と「つながり続けることを目指すアプローチ」とし、この二つのアプローチが支援の両輪であるとしており、今後求められるアプローチを明確にしたと言える。また地域共生社会の実現には、福祉政策に留まらず、対人支援領域全体で捉えて政策を展開することが必要であることはその通りである。例えば「具体的な課題解決」の中身には、福祉的ニーズに限らず、保健・医療的ニーズや教育的ニーズなども含まれており、対人支援の専門職全体にかかわる課題である。これに対して「つながり続けること」（伴走型支援）を行うための制度については、「本人の暮らし全体を捉え、その人生の時間軸も意識しながら、継続的な関わりを行うための相談支援」を重視した設計が必要、と指摘されている。このような支援の基礎となるべきものは、まさに「ソーシャルワーク」である。ソーシャルワークは、対人支援における専門性として、生活全般の問題を本人の視点でとらえ継続的に支援していくことを基礎としている。報告書の指摘は、まさに地域共生社会を推進する上での専門職としてソーシャルワーカーの存在が不可欠であることを指摘しているといえる。

さらには、地域共生社会の実現に向けて、包括的支援体制を構築するために「断らない相談支援」、「参加支援（社会とのつながりや参加の支援）」、「地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援」の3つの機能が一体的になされるよう、市町村が積極的に取り組み、支援していくことがうたわれている。

これらは地域共生社会の実現に向けての基本的な課題であり、市町村がその条件整備をすることが重要であるが、一方で、これら3機能を推進していく人材の養成を一体的に行うことが必要不可欠である。これら3つの機能こそがソーシャルワーカーの業務であり、社会福祉士や精神保健福祉士は地域共生社会の実現に強く貢献できると、意を強くする一方、養成にあたってその責任を痛感している。

ただ一点危惧するのは、市町村が3つの機能を一体的に進めるための人的体制を確保できるのかという点である。そのためには、市町村等での包括的支援を担う職員について社会福祉士や精神保健福祉士のソーシャルワーカーの配置基準を明確にし、雇用環境の向上に努めるべきである。

令和元年12月27日

一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟  
会長 白澤 政 和